合併処理浄化槽 事業のお知らせ

◎住宅・併用住宅の浄化槽 (市町村設置型浄化槽)

平成23年度に事業を実施される場合は7万円の設置奨励補助金があります。

浄化槽は町で設置し、使用料を財源に、維持管理を町が 実施します。

■対象

居住用の住宅の浄化槽であること(事業用住宅は除く)。

- ・設置には設置分担金が必要です。
- ・浄化槽の使用に際しては、 使用料を納付いただき町が 管理します。

◎事業所・店舗等の浄化槽 (個人設置型浄化槽)

合併処理浄化槽の設置費用 の一部を助成します。

■対象

事業所、店舗、アパートなど事業用の浄化槽(50人槽以下)であること。

- ・事前に補助申請をし、事業完 了後、補助金を交付します。
- ・維持管理は、設置者の責任で 行わなければなりません。

詳しくは、「広報おのまち 11月号」をご覧いただくかお 問い合わせください。

間地域整備課 ☎72-6936

一部損壊住宅修繕工事費の助成申請を受け付けています

◎一部損壊住宅修繕工事費助成金

東日本大震災で一部損壊の被害を受けた住宅について、修繕 工事に要した費用の一部を助成します。

■申請期間および申請場所

2月29日まで地域整備課で申請を受け付けています。

※3月15日までに完成が困難な修繕工事であっても、12月末 までに完成が見込めるものについては、助成金の対象として 申請することが可能です。この場合においても2月29日ま でに申請をお願いします。申請がない場合は助成金の対象と なりませんので、ご注意ください。

お早めの申請をお願いします!!

詳しくは、広報「おのまち」12月号をご覧いただくかお問い 合わせください。

間地域整備課 ☎72-6936

郵便事業株式会社から 寄付金の配分が決定されました

郵便事業株式会社から3月11日に発生した東日本大震災に よる寄付金の配分が決定されました。

この寄付金は、郵便事業株式会社が販売した、東日本大震災 寄付金切手とはがきにより集められた寄付金が、被災した市町 村に配分されるものです。

配分金は、災害支援物資および緊急物資の運搬のための車両 購入費として活用していきます。



郵便事業株式会社の皆さん